

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)の申請

■自動車臨時運行許可制度とは

未登録の自動車や自動車検査証(車検証)の有効期限の過ぎた自動車は、公道を走ることができません。

自動車臨時運行許可制度とは、新規登録や新規検査、車検切れ継続検査のために運輸支局等へ回送する場合などに、予め運行の期間・目的・経路等特定した上で、一時的に運行の許可を受けることにより公道を走ることが認められる制度です。

鏡野町では次により「臨時運行許可番号標(仮ナンバー)」を貸し出します。この仮ナンバーを自動車に付けることにより、公道の走行が認められます。



1. 申請できる車輛

- 普通自動車(バス・大型トラック・普通自動車)
- 小型自動車
- 軽自動車
- 大型特殊自動車
- オートバイ(251cc以上のもの)

2. 運行の目的

◆臨時運行の対象となる目的

新規登録	未登録の車を登録(ナンバー交付)するための回送
新規検査	新車やナンバーの無い車(抹消登録されている車や中古車)が車検を受けるための回送
継続検査	車検の切れている車を継続して使用するときに、車検を受けるための回送
その他	車検の整備のための回送で運行経路が特定されている場合など

◆臨時運行の対象とならない目的

- ・自動車を中心に移動させるための場合
- ・荷物を輸送する場合

・販売や試乗をする場合

※その他、自動車の車検、登録上必要な運行以外は許可できません。

3. 臨時運行許可の有効期間

申請日を含めて最大5日間です。運行の目的や経路等から判断して、5日を限度に必要最小日数を許可します。土・日・祝日も許可日数に含まれます。

4. 運行期間が満了したとき

臨時運行許可の有効期間満了後5日以内に、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を返納してください。

■申請方法

1. 申請窓口・お問い合わせ

鏡野町 住民税務課
電話(0868)5412685
※奥津振興センター・上齋原振興センター・富振興センターでは申請できません。

!

出発地と目的地を結ぶ最短の経路に鏡野町が含まれている場合に限り申請します。運行経路に鏡野町が含まれていないときは、運行経路上にある市町村で許可を受けてください。

受付・返納時間

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

2. 申請に必要なもの

1	自動車臨時運行許可申請書(住民税務課窓口にあります)
2	自動車損害賠償責任保険証(原本) ※ただし、運行期間中有効なものに限ります。

3 自動車検査証(原本)
※自動車検査証に代わるものとして、登録識別情報等通知書・自動車検査証返納証明書・完成検査終了証等

4 個人による申請の場合は、申請者の運転免許証等、本人確認のできるもの
※法人による申請の場合は、窓口に来られた方の運転免許証等、本人確認のできるもの

5 申請者の印鑑

6 手数料(1件750円)

3月未までにバイク・軽自動車等の廃車手続きは

軽自動車税は、4月1日現在にバイク・軽自動車等を所有されている方に課税されます。廃車・盗難等ですでに所有されていない方や、所有者が変わっていても名義変更をされていない方は、必ず3月未までに手続きをしてください。3月末までに手続きがお済みでない場合は、翌年度の軽自動車税が課税されます。

なお、廃車等の代理手続きを依頼された場合は、手続きが完了しているかを確認してください。

■125cc以下のバイク・小型特殊自動車(農耕用含む)の手続き

役場住民税務課で廃車等の手続きをしてください。手続きに必要なものは次のとおりです。

■125ccを超えるバイク・軽自動車の手続き

住所変更・名義変更・廃車手続きをされる方は、左記にて3月中に手続きをしてください。混み合いますのでお早めにお済ませください。

125ccを超えるバイク
中国運輸局 岡山運輸支局

軽自動車 軽自動車検査協会 岡山事務所
(電話050-554012072)

(電話086-24513600)